

## 平成 22 年度 委託業務入札結果

見積合せ執行日	平成 23 年 3 月 28 日 (月)
種 別	監理
業 務 名	西紋別地区広域ごみ処理施設最終処分場施工監理業務
業 務 概 要	最終処分場本体及び浸出水処理施設の施工監理業務
契 約 方 法	随意契約
契約方法の根拠	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号適用
随意契約の理由	<p>本業務は、西紋別地区広域ごみ処理施設最終処分場建設工事（予定工事期間：平成 23 年 3 月 23 日～平成 24 年 12 月 31 日）の施工監理を行う業務である。</p> <p>当該工事は、当組合が別途発注を行った中間処理施設建設工事と同一敷地内かつ同時期に施工がなされ、資材等を搬入する工事用道路を共用し、また、電気・水道供給等の設備の共有部分もあり、2 つの工事間の施工工程の調整が大変重要となる。</p> <p>上記業者は、最終処分場実施設計を受注していないが、全体計画である中間処理施設及び最終処分場の基本計画・基本設計に携わり、施設整備事業の計画方針を熟知しており、また、実施設計内容もこれら基本計画に沿って策定されていることから、一貫した技術的判断をもとに施工監理が行われるものとなる。さらに、実施設計内容に対して客観的な視点での第三者性を確保することができることとなる。</p> <p>上記業者は、すでに中間処理施設の施工監理業務（委託期間：平成 22 年 6 月 4 日～平成 25 年 1 月 31 日）を履行中であり、平成 23 年 4 月からは工事着手に合わせて、現場常駐監理者を配置し施工監理を行うこととなっている。最終処分場の施工監理は、重点監理であり現場に常駐せず、工程会議や重要となる検査の立会いが主な業務であるが、上記業者が最終処分場の施工監理を実施すれば、中間処理施設の常駐監理者との連携により、緊急要する事象等が発生した場合にも対応が可能となる。</p> <p>本業務を上記業者以外の者に実施させた場合には、中間処理施設工事及び最終処分場工事の施工業者、施工監理会社が完全に分かれることとなり、それぞれの工事の都合を最優先に考え、ごみ処理施設全体の施工工程の調整に支障を来す恐れがある点や、技術的な判断の一貫性の確保が難しくなる点などを考慮して、随意契約を行うこととするものである。</p>
契 約 業 者 名	株式会社エイト日本技術開発札幌支店
契 約 金 額	29,820,000 円 (税込)
予 定 価 格	30,765,000 円 (税込)
最低制限価格	なし
履 行 期 間	平成 23 年 3 月 29 日から平成 25 年 1 月 31 日まで